

(販売取扱所の基準)

第 15 販売取扱所の基準は、次のとおりとする。

1 政令第 18 条第 1 項に規定する販売取扱所(第 1 種販売取扱所)

(1) 位置

販売取扱所は、原則として幅 4m 以上の道路等に面して設置するなど、奥まった場所は避けること。＊

(2) 販売取扱所の用に供する部分

販売取扱所の用に供する部分には、事務室を含むことができる。

なお、事務室は耐火構造又は不燃材料で区画し、当該区画に出入口又は窓を設ける場合は、次によること。＊

ア 出入口には、自動閉鎖の防火設備を設けること。＊

イ 窓は、網入りガラスのはめごろしとすること。＊

(3) 隔壁

政令第 18 条第 1 項第 3 号ただし書きに規定する「隔壁」に出入口を設ける場合は次によること。＊

ア 設置数は 1 とすること。＊

イ 幅 1m 以下とし、自動閉鎖の特定防火設備を設置すること。＊

(4) 電気設備

政令第 18 条第 1 項第 8 号に規定する「電気設備」は、第 5(製造所の基準)・13 の例によること。

(5) 可燃性蒸気排出設備

政令第 18 条第 1 項第 9 号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋根上に排出する設備」は、**別記 3**「換気・排出設備の基準」によること。

2 政令第 18 条第 2 項に規定する販売取扱所(第 2 種販売取扱所)

前記 1・(1)、(2)、(4)及び(5)の例によるほか、次によること。

(1) 隔壁

第 2 種販売取扱所の用に供する部分とその他の部分との隔壁に出入口を設ける場合は、前記 1・(3)の例によること。＊

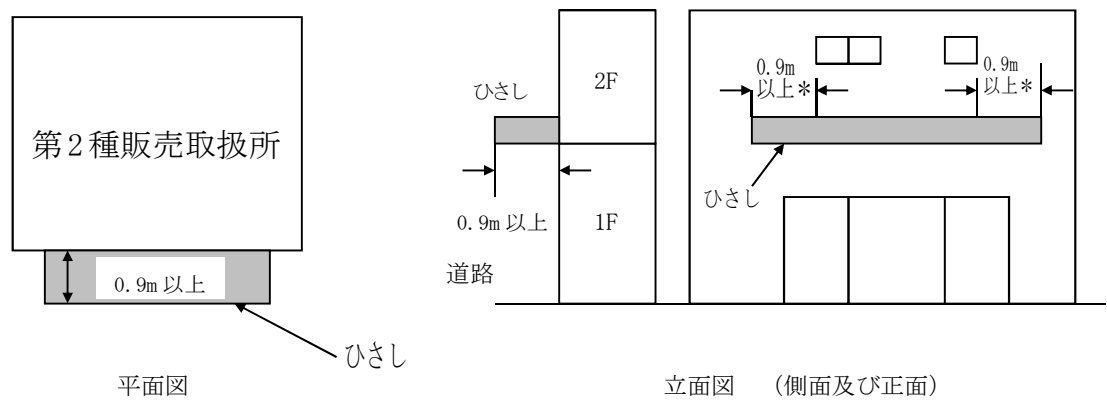
(2) 上階への延焼を防止する措置

政令第 18 条第 2 項第 2 号に規定する「上階への延焼を防止するための措置」は、次のいずれかによること。

ア 第 15-1 図の例により、上階との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさし等を設けること。ただし、上階に開口部がない場合等にあつては、この限りでない。

<S46.7.27 消防予第 106 号>＊

第 15 販売取扱所



第 15-1 図 上階への延焼を防止するための措置例

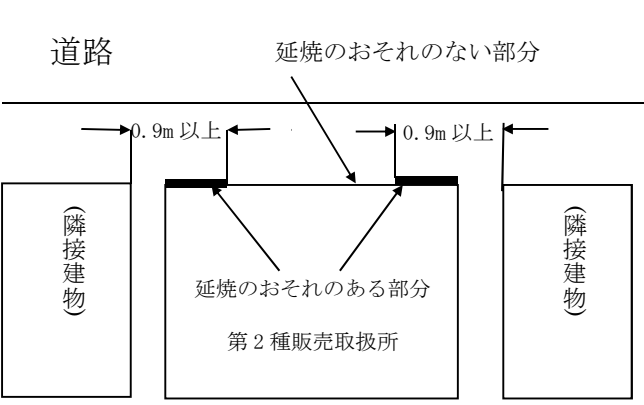
イ 上階の外壁が耐火構造又は防火構造であり、当該販売取扱所の開口部に面する側の直上階の開口部に、はめごろしの防火設備が設けられていること。

<S48.8.2 消防予第 121 号質疑>

(3) 延焼のおそれのない部分の特例

政令第 18 条第 2 項第 3 号に規定する「延焼のおそれのない部分」は、第 5(製造所の基準)・5 の例により、判断すること。ただし、販売取扱所の前面外壁部分については、次によることができる。**(特例) ***

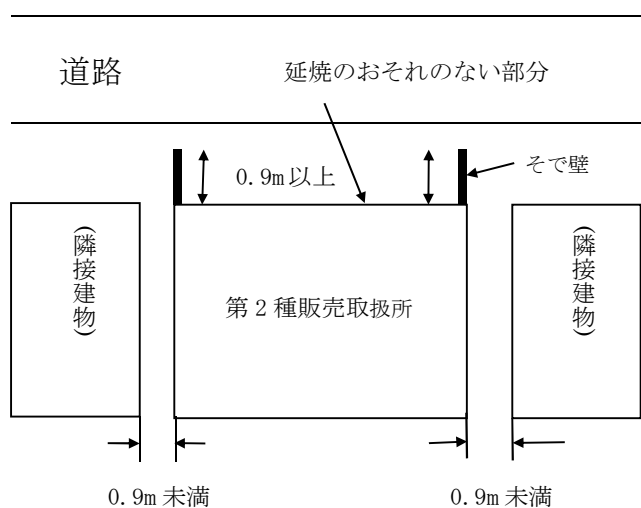
ア 販売取扱所の前面外壁部分のうち、隣接する建築物から 0.9m 以上離れている部分は、延焼のおそれのない部分とする。(第 15-2 図) <S46.7.27 消防予第 106 号>



第 15-2 図 延焼のおそれのない部分の特例

イ 販売取扱所の前面外壁部分の側端に 0.9m 以上の長さで、かつ、屋根(上階がある場合にあっては上階の床)に達する高さの耐火構造のそで壁を設けた場合の当該前面外壁部分は、延焼のおそれのない部分とする。(第 15-3 図)

<S48. 8. 2 消防予第 121 号質疑>



第 15-3 図 延焼のおそれのない部分の特例